

特定計量器定期検査

計量器(はかり)を取引または証明上の計量に使用している会社、商工業者、農林漁業者、団体、医療機関、学校、官公庁などは、その計量器について、県が行う定期検査を受けなければなりません。次のとおり定期検査を実施しますので、必ず受検してください。

と き 10月18日(金)
10:00~12:00 農村環境改善センター前
13:00~15:00 満口分庁舎裏駐車場

計量士による検査

県が行う定期検査(集合検査)以外に、計量士による検査を受検することができます。計量士による検査を希望される場合は、次の計量士へご連絡ください。

西部地区の計量士

松村計量器店 米子市糺町1丁目163-4 ☎33-5311
はんな計測事務所 米子市博労町4丁目188 ☎34-9582
楠計量機 米子市立町4丁目163 ☎22-4089

検査の対象となる「はかり」の使用例

- 商取引 ○材料購入
- 製品出荷 ○商品の重量詰め込み
- 農家の直販 ○宅配便の取り次ぎ
- 身体測定・健康診断の体重測定
- 薬の調剤

この検査は2年に1回実施します。2年以内(前回の定期検査以降)に購入された「はかり」は、検査を免除されますので、県又は商工観光課にお知らせください。

この検査を受けないで、取引または証明上の計量に「はかり」を使用すると計量法違反として処罰されることがあります。(違反の罰則は50万円以下の罰金)

【問い合わせ先】
商工観光課 ☎68-4211
鳥取県くらしの安心推進課 ☎0857-26-7601

秋の行政相談週間

期間 10月21日~27日

「行政相談制度」をご存知ですか?

行政相談は、役所の仕事について、「苦情がある」「説明や措置に納得できない」「どこに相談したらよいかわからない」といった苦情や意見・要望を受け付け、公平・中立の立場からその解決や実現の促進を図り、行政の制度や運営の改善に反映しようという制度です。いずれも相談は無料で、秘密は固く守られます。ぜひご利用ください。

【問い合わせ先】鳥取行政評価事務所 ☎0857-24-5542

特別相談日

と き 10月24日(木) 13:00~15:00
と ころ 岸本公民館

米子合同相談所

と き 10月22日(火) 13:00~16:00
と ころ 米子市文化ホール

※通常の相談会も予定通り実施されます。(P16 ほうき情報カレンダー参照)

おいしい伯耆町を食べよう

~日光地区「大根・白菜・りんご」編~

季節の素材を使った家庭料理をご紹介します、まちの魅力を再発見していただきます。お気軽にご参加ください。

と き 10月28日(月) 19:00~21:00
と ころ 岸本公民館 1階 調理研修室
講 師 大瀧 伊藤 明美 さん
内 容 調理を見学した後、試食しながら交流します。
参 加 費 無料(マイ箸、マイ取り皿をお持ちください。)
申込期限 10月21日(月)

【問い合わせ・申込み先】企画課 町づくり推進室 ☎68-3113

ふれあいコンサート米子講演

海上自衛隊舞鶴音楽隊によるコンサートを開催します。



と き 10月14日(月・祝日) 13:00開場 14:00開演
と ころ 米子コンベンションセンター 多目的ホール
※入場は、無料ですが、入場整理券が必要です。

【問い合わせ先】自衛隊米子地域事務所 ☎32-2440

「伯耆町健康ポイント制度対象事業」

住民健診はお済ですか?

8、9月に実施した住民健診(集団)の補足を実施します。まだ、受診されていない方はぜひご利用ください。お申込みいただいてない方でも、対象者の方であれば受診できます。

と き 10月 6日(日) 満口体育館
11月16日(土) } 岸本保健福祉センター
12月 1日(日) }
1月15日(水) }
受付 8:00~10:30

健診内容 健康診査、肝炎ウイルス検診、肺がん・結核検診、がん検診(胃・大腸・前立腺)、レディース検診(子宮・乳・骨粗鬆症)

持ち物 健康保険証、受診票(券)、受付票、自己負担金
※自己負担金やその他詳細については、広報ほうき7月号をご覧ください。

その他 送迎、託児も行ってまいりますので、ご希望の方はお申し込みください。

※補足健診では、乳がん検診と胃がん検診は、電話予約が必要です。定員になりしだい、予約受付を終了します。

注意事項

●保険証
特定健康診査または75歳以上の健康診査を受診するには、受診券の他に保険証が必要です。なお、がん検診のみを受診される場合には、保険証は必要ありません。



●被用者保険被扶養者の特定健康診査
被用者保険の被扶養者の場合、特定健康診査を受診するためには「受診券」が必要です。「受診券」の入手方法については、扶養者のお勤め先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

広報9月号の記事訂正

広報9月号10ページに掲載しました「介護保険料の納付のお願い」で間違いがありました。正しくは次のとおりです。訂正しお詫びいたします。

【問い合わせ先】健康対策課 生活相談室 ☎68-5535

段 階	対 象 者	年 額
第1段階	生活保護受給者・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	29,100円
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入+合計所得金額が80万円以下	29,100円
第3段階	市町村民税世帯非課税で上記以外	43,600円
第4段階	市町村民税世帯非課税で本人非課税	58,200円
第5段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が190万円未満)	72,700円
第6段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が190万円以上290万円未満)	87,300円
第7段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が290万円以上490万円未満)	98,900円
第8段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が490万円以上)	104,700円

市民後見人養成講座

住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、身近な立場で支援する「市民後見人」を養成するための講座を開設します。

と ころ 米子市福祉保健総合センター(ふれあいの里) 米子市錦町1丁目139番地3

参 加 費 無料
定 員 30名 ※定員になり次第締め切ります。

申込期限 10月10日(木)

と き
【基礎養成講座、全5回】
第1回 10月19日(土) 10:00~16:30
第2回 11月 2日(土) 10:30~16:30
第3回 11月16日(土) 10:30~16:30
第4回 12月 7日(土) 10:30~16:30
第5回 12月21日(土) 10:30~16:30
対 象 25歳以上(4月1日現在)で、全ての課程を受講することができる見込のある方。社会貢献に対する意欲と熱意があり、市民後見人として活動する意思のある方。

【問い合わせ・申込み先】西部後見サポートセンター うえるかむ ☎21-5092